



2018年2月21日

各位

会社名 コカ・コーラ ボトラーズジャパンホールディングス株式会社
代表者 代表取締役社長 吉松民雄
(コード番号 2579 東証第一部、福証)
問合せ先 執行役員 尾関春子
法務統括部長
(Tel. (03) 6896-1707)

自己株式の取得および公開買付けに関するお知らせ

当社は、2018年2月21日付で、会社法（2005年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項および当社定款の規定に基づき、自己株式の取得およびその具体的な取得方法として、下記のとおり、自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

当社は、お客さま（消費者）やお得意さまのニーズが多様化し、また清涼飲料各社間の販売競争が激化する経営環境において、新たなビジネスチャンスを獲得し、持続的な成長を可能とすべく、コカ・コーラ ウエスト株式会社とコカ・コーライーストジャパン株式会社の経営統合により2017年4月1日に発足いたしました。経営統合後、2017年6月5日、当社は、2020年までの中期経営計画「Growth Roadmap for 2020 & beyond」を発表し、重点項目として、収益を伴う売上高の成長、統合シナジーの創出、株主価値向上を実現するオペレーションモデルと財務戦略の確立、そして人材育成への投資と地域社会への貢献を掲げました。当社はこれらの取り組みに注力することで持続的成長と経営統合によるシナジー効果を創出し、国内の清涼飲料市場のリーダーとして業界の成長を牽引することを目指しております。

当社は、株主の皆様への利益還元と資本効率の改善を経営上の重要な課題と認識し、中期経営計画においても、効率的な資本構成の確立と自己資本当期純利益率（ROE）改善に注力し、2020年にはROE 6%以上を目指すことを発表しております。そして、配当については、積極的な利益還元を行うことを利益配分に関する基本方針としながら、安定的に配当を行うことを最優先とし、業績や内部留保を総合的に勘案のうえ、剰余金の配当を実施してまいります。なお、国際財務報告基準を導入後は（2018年第4四半期を予定）、上述の方針に加えて親会社の所有者に帰属する当期利益の30%以上を目安として配当を実施してまいります。

また、当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、資本効率の向上および経営環境の変化に対応して機動的な資本政策を遂行するためのものであります。

このような当社の資本政策の方針のもと、当社は、2018年1月中旬から、比較的短期間に一定規模の自己株式を取得することにより、1株当たり当期純利益（EPS）やROE等の資本効率の向上および株主の皆様への利益還元が期待できるという観点から、自己株式の取得の検討を開始しました。そのうえで、2018年1月下旬に、上記資本政策の達成に向け、当社の株式を一定数保有している相手先の一つであり、当社の大株主である株式会社リコー（以下「リコー」といいます。本日現在の保有株式17,075,239株、発行済株式総数（206,268,593株）に対する割合（以下「保有割合」といいます。）8.28%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、保有割合の計算において同じとします。））に対して、その保有する当社普通株式の全部の

当社への売却の検討を打診したところ、2018年1月下旬に、リコーよりその保有する当社普通株式の全部を当社へ売却することを検討する旨の連絡を受けました。

当社は、その後直ちに、当該株式を自己株式として取得する具体的な方法を検討し、2018年1月下旬に、株主間の平等性、取引の透明性の観点から、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。

なお、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「公開買付価格」といいます。）の決定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いことを勘案し、基準の明確性および客観性を重視し、当社普通株式の市場価格を基礎に検討を行いました。さらに、当社普通株式の適正な時価を算定するには、市場価格が経済状況その他の様々な要因により日々変動しうるものであることから、一定期間の株価推移を考慮することが望ましいと考えました。そのうえで、本公開買付けに応募せず当社普通株式を引き続き保有する株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格に一定のディスカウントを行った価格で買い付けることが望ましいと判断いたしました。

そこで当社は、2018年2月上旬、リコーに対し、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部における当社普通株式の市場価格に対してディスカウントを行った価格での公開買付けを実施した場合の応募について提案し、2018年2月上旬から2018年2月中旬にかけて本公開買付けの具体的な条件について、リコーと協議いたしました。

当該協議を踏まえ、当社は、2018年2月20日に、2018年2月20日の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の市場価格に対して13%程度のディスカウントとなる価格を公開買付価格とする公開買付けの実施について、リコーへ連絡したところ、リコーより当該条件にて当社が本公開買付けの実施を決議した場合、リコーが保有する当社普通株式の全部（17,075,239株、保有割合8.28%）について、本公開買付けに対して応募する旨の回答を2018年2月21日に得られました。

以上を踏まえ、当社は、2018年2月21日付で、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項および当社定款の規定に基づき、19,000,100株（保有割合9.21%）を上限として自己株式の取得を行うこと、およびその具体的な取得方法として、本公開買付けを実施することを決議いたしました。

なお、当社の社外取締役である三浦善司は、リコーの特別顧問を兼務しているため、本公開買付けに関して特別利害関係を有する可能性があることに鑑み、利益相反を回避し取引の公平性を高める観点から、当社の立場においてリコーとの協議・交渉にも一切参加しておらず、かつ本公開買付けに関する上記決議には一切参加しておりません。

本公開買付けの決済資金としては、その全額を自己資金により充当する予定ですが、当社が2018年2月13日に公表した2017年12月期決算短信〔日本基準〕（連結）に記載された2017年12月末現在における連結ベースの手元流動性（現金および現金同等物）は約118,741百万円であり、本公開買付けの買付資金に充当した後も、当社の手元流動性は十分に確保でき、今後の事業から生み出されるキャッシュ・フローによって更なる積み上げも見込まれることから、本公開買付けは当社の財務状態や配当方針に大きな影響を与えるものではなく、当社の財務の健全性および安全性は確保されるものと判断いたしました。

また、当社はリコーとの間で、2018年2月21日付で本公開買付けにリコーが保有する当社普通株式の全部（17,075,239株、保有割合8.28%）を応募する旨の本公開買付けに関する応募契約（以下「本応募契約」といいます。）を締結しております。なお、本応募契約において、リコーによる応募の前提条件は存在しません。

なお、本公開買付けにより取得した自己株式の処分等の方針については、現時点では未定です。

2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容

(1) 決議内容

株券等の種類	総数	取得価額の総額
普通株式	19,000,100株(上限)	70,000,000,000円(上限)

(注1) 発行済株式総数 206,268,593株

(注2) 発行済株式総数に対する割合 9.21%

(注3) 取得する期間 2018年2月22日(木曜日)から2018年4月30日(月曜日)まで

(2) 当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等

該当事項はありません。

3. 買付け等の概要

(1) 日程等

① 取締役会決議	2018年2月21日(水曜日)
② 公開買付開始公告日	2018年2月22日(木曜日) 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス (http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)
③ 公開買付届出書提出日	2018年2月22日(木曜日)
④ 買付け等の期間	2018年2月22日(木曜日)から 2018年3月22日(木曜日)まで(20営業日)

(2) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金3,275円

(3) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、公開買付価格の算定に際して、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いことを勘案し、基準の明確性および客観性を重視し、当社普通株式の市場価格を基礎に検討を行いました。さらに、当社普通株式の適正な時価を算定するには、市場価格が経済状況その他の様々な要因により日々変動しうるものであることから、一定期間(本公開買付けの実施の決議日である2018年2月21日の前営業日である2018年2月20日の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値3,765円、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値3,890円(円未満四捨五入、以下単純平均値の計算において同じとします。)、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値4,080円)の株価推移を考慮することが望ましいと考えました。そのうえで、本公開買付けに応募せず当社普通株式を引き続き保有する株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格に一定のディスカウントを行った価格で買い付けることが望ましいと判断いたしました。

そこで当社は、2018年2月上旬、リコーに対し、東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の市場価格に対してディスカウントを行った価格での公開買付けを実施した場合の応募について提案し、2018年2月上旬から2018年2月中旬にかけて本公開買付けの具体的な条件について、リコーと協議いたしました。

当該協議を踏まえ、当社は、2018年2月20日に、2018年2月20日の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の市場価格に対して13%程度のディスカウントとなる価格を公開買付価格とする公開買付けの実施について、リコーへ連絡したところ、リコーより当該条件にて当社が本公開買付けの実施を決議した場合、リコーが保有する当社普通株式の全部(17,075,239株、保有割合8.28%)について本公開買付けに対して応募する旨の回答を2018年2月21日に得られました。

なお、公開買付価格である3,275円は、本公開買付け実施の決議日である2018年2月21日の前営業日である2018年2月20日の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値3,765円に対して13.01%(小数点以下第三位を四捨五入、以下ディスカウント率の計算において同じとします。)、同日

までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値3,890円に対して15.81%、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値4,080円に対して19.73%、それぞれディスカウントを行った価格となっております。

② 算定の経緯

当社は、株主の皆様への利益還元と資本効率の改善を経営上の重要な課題と認識し、中期経営計画においても、効率的な資本構成の確立とROE改善に注力し、2020年にはROE 6%以上を目指すことを発表しております。そして、配当については、積極的な利益還元を行うことを利益配分に関する基本方針としながら、安定的に配当を行うことを最優先とし、業績や内部留保を総合的に勘案のうえ、剰余金の配当を実施してまいります。なお、国際財務報告基準を導入後は（2018年第4四半期を予定）、上述の方針に加えて親会社の所有者に帰属する当期利益の30%以上を目安として配当を実施してまいります。

また、当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、資本効率の向上および経営環境の変化に対応して機動的な資本政策を遂行するためのものであります。

このような当社の資本政策の方針のもと、当社は、2018年1月中旬から、比較的短期間に一定規模の自己株式を取得することにより、EPSやROE等の資本効率の向上および株主の皆様への利益還元が期待できるという観点から、自己株式の取得の検討を開始しました。そのうえで、2018年1月下旬に、上記資本政策の達成に向け、当社の株式を一定数保有している相手先の一つであり、当社の大株主であるリコーに対して、その保有する当社普通株式の全部の当社への売却の検討を打診したところ、2018年1月下旬に、リコーよりその保有する当社普通株式の全部を当社へ売却することを検討する旨の連絡を受けました。

当社は、その後直ちに、当該株式を自己株式として取得する具体的な方法を検討し、2018年1月下旬に、株主間の平等性、取引の透明性の観点から、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。

そこで当社は、2018年2月上旬、リコーに対し、東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の市場価格に対してディスカウントを行った価格での公開買付けを実施した場合の応募について提案し、2018年2月上旬から2018年2月中旬にかけて本公開買付けの具体的な条件について、リコーと協議いたしました。

当該協議を踏まえ、当社は、2018年2月20日に、2018年2月20日の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の市場価格に対して13%程度のディスカウントとなる価格を公開買付け価格とする公開買付けの実施について、リコーへ連絡したところ、リコーより当該条件にて当社が本公開買付けの実施を決議した場合、リコーが保有する当社普通株式の全部（17,075,239株、保有割合8.28%）について、本公開買付けに対して応募する旨の回答を2018年2月21日に得られました。

当社は、以上の検討および協議を経て、2018年2月21日に、公開買付け価格を3,275円に決定いたしました。

(4) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	19,000,000株	一株	19,000,000株

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数（19,000,000株）を超えない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の総数が買付予定数（19,000,000株）を超える場合は、その超える部分の全部または一部の買付け等を行わないものとし、金融商品取引法（1948年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項および発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（1994年大蔵省令第95号。その後の改正を含みます。）第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としています。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手続きに従い本公開買付けの買付け等の期間（以下「公開買付け期間」といいます。）中に自己の株式を買い取ることがあります。

(5) 買付け等に要する資金

62,252,500,000円

(注) 買付予定数（19,000,000株）をすべて買付けた場合の買付代金に、買付手数料およびその他費用（本公開買付けに関する公告に要する費用および公開買付け説明書その他必要書類の印刷費用

等の諸費用)の見積額を合計したものです。

(6) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称および本店の所在地
(公開買付代理人)

野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

- ② 決済の開始日

2018年4月13日(金曜日)

- ③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾または売付け等の申込みをされる方(以下「応募株主等」といいます。)(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します。

買付け等は、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金より適用ある源泉徴収税額(注)を差し引いた金額を送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます(送金手数料がかかる場合があります)。

(注) 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

※税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(i). 個人株主が本公開買付けに応募した場合の税務上の取扱いは次のとおりです。

(イ) 応募株主等が居住者および国内に恒久的施設を有する非居住者の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額(連結法人の場合は連結個別資本金等の額)のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するとき(1株当たりの買付価格が当社の1株当たりの資本金等の額を上回る場合)は、当該超過部分の金額については、配当とみなして課税されます。また、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額から、配当とみなされる金額を除いた部分の金額については株式等の譲渡収入となります。なお、配当とみなされる金額がない場合(1株当たりの買付価格が当社の1株当たりの資本金等の額以下の場合)には交付を受ける金銭の額のすべてが譲渡収入となります。

配当とみなされる金額については、20.315%(所得税および復興特別所得税 15.315%、住民税5%)の額が源泉徴収されます(国内に恒久的施設を有する非居住者にあつては、住民税5%は特別徴収されません)。ただし、租税特別措置法施行令第4条の6の2第12項に規定する大口株主等(以下「大口株主等」といいます。)に該当する場合には、20.42%(所得税および復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。また、譲渡収入から当該株式に係る取得費を控除した金額については、原則として、申告分離課税の適用対象となります。

(ロ) 応募株主等が国内に恒久的施設を有しない非居住者の場合

配当とみなされる金額について、15.315%(所得税および復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。なお、大口株主等に該当する場合には、20.42%(所得税および復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。また、当該譲渡により生じる所得については、原則として、課税されません。

(ii). 法人株主が本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額(連結法人の場合には連結個別資本金等の額)のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の

金額を超過するときは、当該超過部分の金額については、配当とみなされます。配当とみなされた部分について、原則として 15.315%（所得税および復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。

なお、外国人株主等のうち、適用ある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税の軽減または免除を受けることを希望する株主は、応募の際に、公開買付応募申込書と共に租税条約に関する届出書を公開買付代理人にご提出ください。

(7) その他

- ① 本公開買付けに関するすべての手続きは、特段の記載がない限り、すべて日本語において行われるものとし、本公開買付けに関する書類の全部または一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとし、

このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、またはその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（もしくはその一部）またはその配布の事実が当該公開買付けにかかるいかなる契約の根拠となることもなく、また契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとし、

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、または米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、公開買付届出書または関連する買付書類はいずれも米国内においてもしくは米国に向けて、または米国内から、郵送その他の方法によって送付または配布されるものではなく、かかる送付または配布を行うことはできません。上記制限に直接または間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。米国の居住者に対しては、また、米国内においては、有価証券またはその他資産の受付けの勧誘は行っておらず、米国の居住者が、また、米国から当社に対してこれらを送ってきたとしてもお受けできません。また、このプレスリリースは、本公開買付けに対する応募の意思表示を求めることを目的とするものではありません。

国または地域によって、本プレスリリースの発表または配布に法令上の制限が課されている場合があります。かかる場合にはそれらの制限に留意し、当該国または地域の法令を遵守してください。本公開買付けの実施が違法となる国または地域においては、仮に本プレスリリースまたはその訳文が受領されても、本公開買付けに関する株券等の売付け等の申込みの勧誘または買付け等の申込みをしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとし、

- ② 当社はリコーとの間で、2018年2月21日付で本公開買付けにリコーが保有する当社普通株式の全部（17,075,239株、保有割合8.28%）を応募する旨の本応募契約を締結しております。なお、本応募契約において、リコーによる応募の前提条件は存在しません。

- ③ 当社は、2018年2月13日に「2017年12月期決算短信〔日本基準〕(連結)」を公表しております。当該公表に基づく、当社の決算短信の概要は以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を受けておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

2017年12月期決算短信〔日本基準〕(連結)の概要

(2017年1月1日～2017年12月31日)

(ア) 損益の状況(連結)

決算年月	2017年12月期(第60期)
売上高	872,623百万円
売上原価	422,373百万円
販売費および一般管理費	409,669百万円
営業外収益	1,475百万円
営業外費用	2,195百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	25,244百万円

(イ) 1株当たりの状況(連結)

決算年月	2017年12月期(第60期)
1株当たり当期純利益	144.26円
1株当たり配当額	44.00円
1株当たり純資産額	3,070.01円

(ご参考) 2017年12月31日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数(自己株式除く)	204,253,061株
自己株式数	2,015,532株

以上